

三芳町北松原土地区画整理事業地内の 住所変更による手続き等について

※

三芳町北松原土地区画整理事業の換地処分に伴い、その公告のあった翌日(平成31年1月26日(土))から事業地内の地番及び住所が変更になります。

このため、この地区内にお住いの方及び事務所等を設置している法人や会社等は、住所や所在地等の変更手続きが必要となります。

このパンフレットは、地番及び住所の変更後に必要な手続き等について皆様にお知らせするために作成しましたので、参考としてください。

※換地処分

土地区画整理による土地の位置や地積等の変更により、従前の土地の代わりに土地(換地)を与えたり、金銭で清算する行政処分のことを言います。(換地は仮換地とほぼ同じ位置と地積になります。)

換地処分は、認可を受けて決定した換地計画の内容を各関係権利者に通知することで実施します。この処分は埼玉県知事が換地処分のあった旨を公告した日の翌日から効力を生じます。

目次

1	新しい住所の表し方と変更日	1
(1)	新しい住所の表し方	
(2)	変更日	
2	町役場から送付するもの	1
(1)	住所変更通知等	
(2)	住所変更通知用はがき	
3	住所変更の手続き	2
(1)	町役場が新しい住所に書き換えるもの	
(2)	法務局が新しい表示に書き換えるもの	
(3)	ご自身で住所変更手続きをしていただくもの	
(4)	住所変更の手続きが不要のもの	
4	町役場から住所変更情報を提供する機関	7
5	不動産、商業、法人登記について	7
(1)	土地・建物などの不動産登記	
(2)	商業登記・法人登記	
6	その他	8

平成31年1月

三芳町北松原土地区画整理組合

1 新しい住所の表し方と変更日

(1) 新しい住所の表し方

新しい住所[※]は、換地処分による「新地番」を用いて表します。
三芳町北松原土地区画整理事業地区内の土地は、すべて
大字藤久保6000番台の地番になります。
なお、郵便番号は、354-0041（大字藤久保）のままです。

※ 新しい(変更後の)住所は、住まいや店舗等が建っている土地(数筆にまたがる
場合は、原則として建物が多くかかる筆)の新地番をもとに設定します。

(2) 変更日

平成31年1月26日(土)から新地番(新住所)となります。
変更日以降に町役場より変更通知書を送付します。

2 町役場から送付するもの

(1) 住所変更通知等

送付するもの	説明	送付を担当する課
住所変更通知書 住所変更証明書 (地区内に住民登録のある方)	新しい住所を記載した「住所変更通知書」 及び世帯員分の「住所変更証明書」を平成 31年1月28日(予定)に送付します。さらに 「住所変更証明書」(無料)が必要な方は、 28日以降、住民課及び出張所で発行します。	三芳町役場 住民課住民担当 049-258-0019 内線 142~146
本籍の変更通知書 (地区内に本籍のある方)	新しい本籍を記載した「本籍の変更通知書」 を平成31年1月28日(予定)に送付します。 「本籍の表示変更証明書」(無料)については、 28日以降、住民課及び出張所で発行します。	三芳町役場 住民課住民担当 049-258-0019 内線 142~146
法人等所在地変更通知書 (地区内に法人設立・設置 届け出のある法人)	新しい所在地番を記載した「法人等所在地 変更通知書」を送付します。(変更日以降に 発行予定)法人等所在地変更証明書(無料) については、地番変更実施日以降、都市 計画課で発行します。	三芳町役場 都市計画課 都市計画・ 区画整理担当 049-258-0019 内線 238

(2) 住所変更通知用はがき

地区内にお住まいの方及び事務所等を設置している法人や会社等に、郵便事業株式会社
から供給される「住所変更通知用はがき」(切手不要)を1世帯あたり50枚をお配りします。
知人や取引先などへの新住所のお知らせにご利用ください。なお、配布については、組合から変更
日以降に速やかにお配りします。

3 住所変更の手続き

(1) 町役場が新しい住所に書き換えるもの

住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票、選挙人名簿などの住所欄、戸籍簿の本籍欄及び「(4) 住所変更手続きが不要なもの」の表に記載のものは町役場において書き換えます。

(2) 法務局（登記所）が新しい表示に書き換えるもの

不動産（土地登記簿、建物登記簿）の表題部の所在欄は、法務局が職権で書き換えます。（ただし、所有権登記名義人などの住所欄は、本人の申請があるまで変わりませんのでご自身による住所変更登記が必要です。）

(3) ご自身で住所変更手続きをしていただくもの

町役場や法務局で変更するもののほか、みなさまの必要に応じて住所の変更手続きが必要となるものがあります。住所変更の手続き等をお取りいただく主なものとして、次のものがあります。

項目 (なにを)	対象者 (だれが)	申請届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (何をもって)	問い合わせ先 (電話番号)
不動産登記簿	土地、建物の登記上の所有者	さいたま地方法務局川越支局	必要が生じたとき (売買、贈与、抵当権設定、抹消等)	登記申請書 印鑑(認印) 住所変更証明書 (町が発行するもの) * 証明書添付により登録免許税免除	さいたま地方法務局川越支局 049-243-3824 * 詳しくは7ページをご覧ください。
商業・法人登記簿	会社、法人の代表者	さいたま地方法務局本局	本店所在地 (変更後2週間以内) 支店所在地 (変更後3週間以内)	登記申請書 会社法人の代表者印 非課税証明書 (住所変更証明書等) * 証明書添付により登録免許税免除	さいたま地方法務局本局 049-851-1000 * 詳しくは8ページをご覧ください。

項目 (なにを)	対象者 (だれが)	申請届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (何をもって)	問い合わせ先 (電話番号)
運転免許証 (①住所の変更) (②本籍の変更)	お持ちの方	東入間警察署または埼玉県警察運転免許センター	変更後更新時でも可能	運転免許証 ①住所変更証明書(町が発行するもの) ②本籍の表示変更証明書(町が発行するもの)	東入間警察署 049-269-0110 埼玉県警察運転免許センター 048-543-2001
自動車検査証	所有者 または使用者	関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所	変更後必要に応じて	自動車検査証印鑑 住所変更証明書(町が発行するもの) * 変更申請書代が必要になります。	関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所 050-5540-2029
軽自動車検査証	所有者 または使用者	軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所	変更後必要に応じて	自動車検査証印鑑 住所変更証明書(町が発行するもの) * 変更申請書代が必要になります。	軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所 050-3816-3111
年金	年金受給者	一般的に年金受給者の方は、住基ネットにより住所データが自動更新されるため、手続きは不要となります。 * 住所変更後、年金機構からの郵便物が届かない場合は、年金機構又は役場住民課まで、お問い合わせください。		三芳町住民課 保険年金担当 049-258-0019 内線 153~157	
	共済年金を受給している方	各共済組合	各共済組合にお問い合わせください。		
	厚生年金共済組合加入者及びその配偶者(第3号被保険者)	勤務先	変更後14日以内	勤務先にご確認ください。	
	年金加入者	国民年金(1号・任意)加入中の方は、手続きが不要です。 * 住所変更後、年金機構からの郵便物が届かない場合は、年金機構又は役場住民課まで、お問い合わせください。		三芳町住民課 保険年金担当 049-258-0019 内線 153~157	

項目 (なにを)	対象者 (だれが)	申請届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (何をもって)	問い合わせ先 (電話番号)
身体障がい者 手帳	お持ちの方	三芳町役場 福祉課	町役場に おいでの時	変更届を提出 各手帳、印鑑	三芳町福祉課 福祉庶務担当 福祉支援担当 049-258-0019 内線 172~178
療育手帳					
精神障害者保健 福祉手帳				変更届を提出 自立支援医療受 給者証(更生医 療・育成医療・ 精神通院) 印鑑	
自立支援医療受 給者証(更生医 療・育成医療・ 精神通院)					
児童扶養手当 証書	お持ちの方	三芳町役場 こども支援 課	町役場に おいでの時	児童扶養手当 証書	三芳町こども支援課 児童福祉担当 049-258-0019 内線 242~244
特別児童扶養 手当証書	お持ちの方	三芳町役場 福祉課	町役場に おいでの時	特別児童扶養 手当証書	三芳町福祉課 福祉庶務担当 049-258-0019 内線 176~178
住民基本台帳 カード	お持ちの方	三芳町役場 住民課	変更後 速やかに	住民基本台帳 カード 暗証番号数字4ケタ *住民基本台帳 カードで電子証明 書をe-Tax等に 使用している方は、 マイナンバーカードの 作成が必要です。	三芳町住民課 住民担当 049-258-0019 内線 142~146
通知カード				通知カード (世帯全員分) 本人確認書類	
マイナンバー カード				※e-Tax等を している方は、 再度電子証明 書を入れる必 要があります。 マイナンバーカード (世帯全員分) カード受取時に 設定した暗証番号 (数字4ケタ) (英数字混6ケタ以上)	

項目 (なにを)	対象者 (だれが)	申請届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (何をもって)	問い合わせ先 (電話番号)
在留カード 特別永住者証明書	お持ちの方	三芳町役場 住民課	変更後 速やかに	在留カード 特別永住者証明書	三芳町住民課 住民担当 049-258-0019 内線 142~146
理髪所確認済書 美容所確認済書 クリーニング所 確認済書	営業者	朝霞保健所	必要な時 またはおいで の時	確認済書 印鑑 住所変更証明書 (町が発行する もの)	朝霞保健所 048-461-0468
労働保険	事業主	所沢労働 基準監督署	変更日の翌日 から起算して 10日以内	名称・所在地等 変更届を提出	所沢労働基準監督署 04-2995-2586
労働年金(疾病・ 障害・遺族)	年金を受給 している方		速やかに	住所・氏名変更 届を提出(住民 票を添付)	
パスポート	お持ちの方	ご自分で住所欄を訂正してください。			三芳町住民課 住民担当 049-258-0019 内線 142~146

電気、電話(携帯電話を含む)、燃料会社(ガス)、銀行口座、クレジットカード、各種保険のような個人で所有・加入しているものについては、それぞれ対応が異なりますので関係機関にお問い合わせください。

- ・東京電力埼玉支店 0120-995-442
- ・NTT東日本(局番なし) 116

このほか、勤務先や学校(町内小中学校は除く)などへの連絡もお願いします。

以上、主なものについて記載しましたが、このほかにも法令等により届け出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。

(4) 住所変更の手続きが不要のもの

国民健康保険被保険者証	該当者に新住所のものを送付 します。	三芳町住民課 保険年金担当 049-258-0019 内線 153~157
国民健康保険退職被保険者証		
国民健康保険限度額適用標準 負担額減額認定証		
国民健康保険特定疾病療養受療証		
国民健康保険高齢者受給者証		
国民年金第1号被保険者	三芳町役場から年金事務所に 報告します。	三芳町住民課 保険年金担当 049-258-0019 内線 153~157
後期高齢者医療被保険者証	該当者に新住所のものを送付 します。	049-258-0019 内線 153~157
後期高齢者の限度額適用標準 負担額減額認定証		
後期高齢者特定疾病療養受療証		
医療費受給資格証		
こども医療費受給資格証		三芳町こども支援課 児童福祉担当 049-258-0019 内線 242~244
介護保険被保険者証		三芳町健康増進課 介護保険担当 049-258-0019 内線 184~187
介護保険負担限度割合証		
介護保険負担限度額認定証		
重度心身障害者医療費受給者証		三芳町福祉課 福祉庶務担当 049-258-0019 内線 176~178
ひとり親家族等医療費受給者証		三芳町こども支援課 児童福祉担当
児童手当	新住所に自動更新されます。	049-258-0019 内線 242~244
保育所		三芳町こども支援課 保育担当 049-258-0019 内線 253~255
図書館貸出券		三芳町町立図書館 049-258-6464
犬の登録台帳		三芳町環境課 環境対策担当 049-258-0019 内線 216~217

上下水道	新住所に自動更新されます。 ただし、しばらくの間は通知等が 旧住所で届く場合がありますので ご承知ください。	三芳町上下水道課 水道業務担当 049-274-1014
------	---	------------------------------------

4 町役場から住所変更情報を提供する機関

次の機関には町役場から住所が変更する旨を伝えます。

- ・郵便事業株式会社(三芳郵便局)
- ・東入間警察署
- ・入間東部地区事務組合消防本部

5 不動産、商業、法人登記について

(1) 土地・建物などの不動産登記

土地登記・建物登記(所在・地番・地積等)は施行者の届出により法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は登記名義人の申請に基づくものであるため施行者での書き換えはできません。所有者の方が変更手続きをお願いします。

(留意事項)

- ・区画整理登記の完了後に不動産を管轄する法務局で変更手続きをしてください。(換地処分の公告のあった日の翌日から一定期間は区画整理登記のため、区画整理地内の土地・建物の登記はできなくなります。)
- ・この変更手続きは、直ちにしなければならないものではありませんが、不動産の売買、名義人変更、分合筆等をする場合には必ず併せて手続きをしてください。
- ・変更登記申請は、後日発行する「住所変更証明書」(法人の場合は「法人等所在地変更証明書」)を添付すれば登録免許税が非課税となります。(登録免許税法第5条第5号)

(土地・建物などの不動産登記に関することの間合せ先)

さいたま地方法務局 川越支所 電話049-243-3824

(2) 商業登記・法人登記

商業登記(会社関係)に登載の本店・支店及び役員の住所、あるいは法人登記(会社を除く法人)に登載の主たる事務所、従たる事務所および役員の住所については、法務局へ変更登記を申請してください。

(留意事項)

- ・商業登記・法人登記については、換地処分の公告のあった日の翌日から変更手続きを行うことができます。
- ・変更登記期間は原則としてその登記の事由が発生したとき(換地処分の公告のあった日の翌日)から、本店の所在地においては2週間以内、支店の所在地においては3週間以内とされていますので、速やかに変更登記申請をしてください。

(会社法第915条第1項、第930条第3項)

- ・変更登記申請は、後日発行する「住所変更証明書」(法人の場合は「法人等所在地変更証明書」)を添付すれば登録免許税が非課税となります。(登録免許税法第5条第5号)

(商業登記・法人登記に関することの間合せ先)

さいたま地方法務局 法人登記部門 電話048-851-1038

6 その他

- ・各手続きの内容については、各担当課・取扱機関へお問い合わせください。

・三芳町北松原土地区画整理事業地内の固定資産税(土地)の課税については、現在「みなす課税」が実施されています。「みなす課税」とは、仮換地指定され使用収益を開始した土地や保留地について、使用者を所有者とみなして課税するものです。(地方税法第343条第6項)。この「みなす課税」、賦課期日(1月1日)現在での仮換地された土地の地積、現況地目で行い、換地処分されるまで続きます。今回の換地処分の予定日は平成31年1月2日以降のため、平成31年度課税については、引き続き「みなす課税」となります。平成32年度以降につきましては、換地処分がされているので、原則として登記された所在等により課税となります。

- ・ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

(このパンフレット及び区画整理に関する問い合わせ先)

三芳町北松原土地区画整理組合 電話 049-259-5951
三芳町役場都市計画課 電話 049-258-0019